

足利市創業者ステップアップ補助金の注意点

補助対象経費について

(1) 補助対象となる経費は、次の①～③条件をすべて満たすものとなります。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 交付決定日以降、対象期間中に支払いが完了した経費
- ③ 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

(2) 補助対象となる経費について

補助対象となる経費は、補助事業期間中に、「専門家相談」「販売促進ツール作成・導入」「スキルアップ（人材育成）」等を実施したことに要する費用の支出に限られます。補助事業期間中に発注や引き渡し、支払等があっても、実際の事業取組が補助対象期間外であれば、当該経費は補助対象にできません。補助事業実施期間中に実際に使用し、補助事業計画に記載した取組をしたという実績報告が必要となります。

例：ホームページの作成をしたものの、補助事業完了までにホームページを公開して販路開拓等の取組を行っていない場合や、新聞・雑誌等への広告掲載契約を締結し、広告掲載料を支払ったものの、補助事業完了までに広告掲載した新聞・雑誌等の発行による広報がされない場合も、当該経費は補助金の対象にできません。

補助対象は次に掲げる経費です。これ以外の経費は本事業の補助対象外となります。また、補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合計額となります。

経費内容

①広報費、②展示会等出展費、③資料購入費、④雑役務費、⑤借料、⑥専門家謝金、⑦専門家旅費、⑧委託費、⑨外注費、⑩研修費、⑪その他市長が認める経費

(3) 経費の支払方法について

補助対象経費の支払方法は銀行振込が原則です。小切手・手形による支払いは不可です。また、補助事業者から相手方へ資金の移動が確認できないため、相殺（売掛金と買掛金の相殺等）による決済は認められません。

決済は法定通貨でお願いします。仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）特典ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）の利用等は認められません。

なお、代表者や従業員が、個人で支払いを行う場合は「立替払い」となりますので、補助事業者と立替払い者間の精算（立替払い者への立て替え分の支払い）が補助対象期間中に行われなければなりません。